

第4部「施策の基本となるべき事項」の構成（案）

※ 本資料は、①第4部全体の構成、②項目ごとの取組の現状、課題、現時点で考えられる今後の方針について整理したものである。

1. 労働市場のインフラ（経済社会基盤）の整備

(1) 教育訓練インフラの整備について

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 教育訓練給付制度に係る適切な講座指定等による大学、大学院等における高度な内容の教育訓練機会の確保
- ② 就職率の状況を勘案した公共職業訓練の委託先の選定等による求職者の就職の促進及び民間教育訓練の質の向上
- ③ 事業主等の行う認定職業訓練に対する支援
- ④ 公共職業訓練における訓練コースのニーズに即した設定及び見直し 等

【課題の整理】

産業構造の変化や多様化する利用者ニーズ等をきめ細かく踏まえた教育訓練を実施するため、高度な訓練機会も含め、多様な教育訓練機会の提供を促進していくことが課題である。

【今後の方向性】

- ・ 教育訓練給付の講座指定に当たって職業能力評価の状況等を勘案し、教育訓練の質の向上を図ること
- ・ 求職者のニーズを踏まえた選択を可能とする公共職業訓練を充実すること
- ・ 実践的な職業能力の開発・向上を図るための「実践型人材養成システム」を実施する事業主を積極的に支援すること
- ・ e ラーニング(インターネット等の IT 技術を活用した教育システム)手法を活用した能力開発の推進を図ること

(2) 能力評価インフラの整備について

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 技能検定職種の見直し
- ② 職種間・業種間共通の職業能力評価基準の整備
- ③ ホワイトカラーの職業能力評価の推進 等

【課題の整理】

職業能力評価制度が、外部労働市場と内部労働市場を結び円滑な労働移動を可能にするインフラとしての役割を効果的に果たしていくよう、各評価制度について、企業や業界団体による活用状況等を把握した上で、社会的ニーズを踏まえた整備充実に努めることが課題である。

【今後の方向性】

企業・事業主団体や労働者のニーズに応じた技能検定職種、職業能力評価基準の整備・充実、ビジネス・キャリア制度におけるユニットの大括り化による整理等を行い、活用しやすい制度となるようにする。

(3) キャリア形成支援システムの整備について

【現行計画期間中の主な取組】

- ① キャリア・コンサルティングの専門家の養成
- ② キャリア・コンサルティング技法の開発・普及
- ③ キャリア形成に関する情報の収集、整理・普及
- ④ ハローワーク等における求職者等に対するキャリア・コンサルティングの実施
- ⑤ キャリア形成促進助成金の活用を通じた事業主によるキャリア・コンサルティング等の相談・援助の促進・支援 等

【課題の整理】

キャリア・コンサルティングの重要性が一層高まると見込まれる中で、キャリア・コンサルタントの数が利用者ニーズにあったものとなるよう養成に努めることや、その質の向上や活用機会の拡大、能力発揮を図っていくことが課題である。同時に、働く者の生活全体の設計やメンタルヘルスも視野に入れたキャリア・コンサルティングの役割の確立や、様々な業種や規模の企業における普及も課題である。

【今後の方向性】

- ・ 民間におけるキャリア・コンサルタントの実践力を強化するための体制整備の促進
- ・ メンタルヘルスなど職業に関連した様々な問題を抱える者に対して、適切な専門家と連携を図りつつ支援を行うことのできる体制整備の促進
- ・ 能開法改正に伴う「キャリア形成指針」の見直し及び改正内容の周知啓発等による企業内のキャリア・コンサルティングの役割の明確化
- ・ 好事例の提供 等

(4) 情報システムの整備について

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 職業能力開発に係る情報等を提供するサイト「キャリア情報ナビ」のシステム作りと運営
- ② 職業能力開発に係る各種調査等の実施及び結果の普及
- ③ 教育訓練講座検索システムの運営 等

【課題の整理】

「キャリア情報ナビ」について、雇用労働者や求職者だけではなく、例えば、

出産、育児、介護等により職業キャリアを中断した者などの潜在的求職者に対する情報提供の充実を図ることが課題である。また、職業能力開発に資する取組を活性化させ、より充実したものとするため、一方的な情報提供だけではなく、職業訓練関係者が相互に情報交換できるシステムづくりも課題である。

【今後の方向性】

多様な働く者一人一人が自らのキャリア形成に資する情報を効果的に得られるよう、潜在求職者向けの情報を分かりやすく整理する。

また、欧米の情報提供システムの状況を踏まえ、一般向けの情報提供だけではなく、職業訓練関係者相互の情報交換の場を提供する機能を付加するなど、情報提供等の内容や質について、利用者の立場に立った充実を図る。

(5) 労働市場のインフラの整備・充実を図るための官民協力

【課題の整理】

企業・業界団体の状況や社会的ニーズを踏まえた教育訓練インフラや能力評価インフラの整備・充実を図っていくためには、官による整備だけではなく、現場の状況に精通した民間との協力を円滑に進めることができる体制を構築することが課題である。

さらには、現状では、こうしたインフラ整備の担い手となるべき専門家集団の動きが十分ではないことから、より社会的ニーズを把握・反映するために、そうした集団を育成し、施策の推進に活用していくことも重要な課題である。

【今後の方向性】

官民協力による労働市場のインフラ整備・充実を推進するため、教育訓練インフラについては、「実践型人材育成システム」を就労・就学に次ぐ第三の選択肢として定着させていくために、実践を担う企業と理論面を教える教育訓練機関との適切な連携を公的に支援していく。

また、能力評価インフラについては、例えば、職業能力評価基準の整備に係る企業・業界団体間のコーディネートを政策的に進めていく。

さらに、専門家集団の活用については、そうした集団が教育訓練カリキュラムや職業能力評価基準等の策定や運営に関して、技術革新や社会的ニーズの状況を踏まえつつ、役割を果たしていくことが考えられる。

2. 働く者一人一人の生涯を通じた持続的なキャリア形成への支援

企業間競争の激化等を背景として、働く者をめぐって、ニートやフリーターの増加、実践的な職業能力を基盤とする「現場力」のかげり、長時間労働者の増加等に伴う少子化の進行やメンタルヘルスに関する問題の深刻化、雇用労働者の増加等が進む中での地域のコミュニティの教育機能の低下など、様々な「市場の歪み」が深刻化している。

このため、職業キャリアの段階に応じた支援の強化、職業的自立に向けての支援、人を育てる環境の再構築といった取組を、関係者の連携の下、進めていく。

(1) 職業キャリア形成の段階に応じた支援の充実

イ 準備期における支援

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 「若者自立塾」におけるニート等の自立支援
- ② ヤングジョブスポットにおけるフリーター等の職業的自立支援
- ③ 「就職基礎能力速成講座」の実施及びY E S プログラムの普及促進
- ④ 「日本版デュアルシステム」の実施
- ⑤ 若者向けキャリア・コンサルタントの養成・活用の推進 等

【課題の整理】

都市化や自営業者の減少等に伴う職業に触れ動機付けを持つ機会の不足、職業意識の希薄化、目的意識に欠けた進学に伴う就学意欲の喪失、実践的な資質を持った若者の進路をめぐる問題、全体としてのコミュニケーション能力や働く意欲の低下等が課題である。

【今後の方針】

初等・中等教育段階からのキャリア教育や職業と触れ合う機会の創出、「若者自立塾」や「日本版デュアルシステム」の実施、キャリア・コンサルタントの活用による若者向けカウンセリングの充実等を一層推進する。

さらに、就労と就学に次ぐ、双方の要素を兼ね備えた第三の選択肢としての「実践型人材養成システム」の普及・定着、「地域若者サポートステーション」による地域の若者支援機関のネットワーク化とともに、N P O等と協働しての事業の展開を通じて、若者の目線でキャリア支援を行う担い手の育成を図る。

ロ 発展期における支援

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 企業による職業能力開発への支援
認定職業訓練制度やキャリア形成促進助成金の活用促進
- ② 企業内における自己啓発環境の整備への支援
職業能力開発休暇の取得促進による自己啓発のための時間の確保、キャリア・コンサルタントの活用による自己啓発に関する情報の提供
- ③ 失業等により職業キャリアの中止を余儀なくされた者への支援
公共職業能力開発施設による離職者訓練等の実施 等
- ④ 出産・育児・介護等により職業キャリアを中断した者への支援
職業キャリアの円滑な再開に必要な情報の提供
- ⑤ 積極的な転職・起業を目指している者への支援

ハローワーク等に配置したキャリア・コンサルタントによる相談・援助、多様な職業訓練機会の提供、「創業サポートセンター」による支援

【課題の整理】

企業における能力開発投資の重点化、労働時間分布の長短二極化、働く者の意識やニーズの多様化等が進展しており、こうした変化に対応した職業キャリアの持続的発展に向けた支援を行っていくことが課題である。

【今後の方向性】

- ① 企業が中長期的視点に立って人材育成に取り組むことは、企業の発展にとって重要であるだけでなく、その雇用する労働者のキャリア形成にも重要な意義を有することについて、改めて社会全体の理解を得ていく。
認定職業訓練制度やキャリア形成促進助成金等を活用して計画的なOJTやOFF-JTを推進するとともに、事業主の求めに応じた公共職業能力開発施設の開放や指導員派遣等を推進する。
- ② 企業内における自己啓発の環境整備措置として、能開法改正に伴う勤務時間の短縮措置の導入促進や、キャリア形成促進助成金の時間単位での支給を可能とする見直しなどによる支援を図るとともに、企業内におけるキャリア・コンサルティングの更なる普及や企業外のキャリア・コンサルタントの活用を進める。
- ③ 失業や技術・技能が陳腐化したこと等により職業キャリアの中斷を余儀なくされた者への支援については、雇用のセーフティネットとしての公共職業訓練の充実やハローワークとの一層の連携強化により、早期かつ円滑な再就職の実現を図る。
- ④ 出産・育児・介護等により職業キャリアを中断した者への支援については、「キャリア情報ナビ」の充実等により、職業能力開発情報を提供するほか、他の関連する行政分野とも連携し、職業能力開発施策の対象となる者が必要な情報を得ることができるよう努める。
- ⑤ 積極的な転職・起業を目指している者への支援については、引き続き、ハローワーク等に配置したキャリア・コンサルタントによる相談・援助のほか、委託訓練も活用した多様な職業訓練機会の提供、「創業サポートセンター」による支援を図る。

ハ 円熟期における支援

【課題の整理】

人口減少社会を迎つつある中で、キャリアの円熟期にある者が、その能力を有効に活用して、活躍し続けることが課題となっている。

同時に、地域のコミュニティや家族のあり方が変容する中で、経験や能力を蓄積し様々なノウハウを持った高齢者が、地域において深刻化している課題の解決に向けた様々な社会的貢献を果たし得る環境を整備していくことも

求められている。

【今後の方向性】

職業的自立に向けて課題を抱えた若者や障害者の実習等への支援も含め、キャリアの円熟期にある者が、地域社会に貢献できる分野の幅を拡げていく。その際、マルチライフ支援事業等の勤労者福祉施策等をはじめ、社会教育施策等と効果的に連携する方策について検討していく。

また、キャリアの円熟期を控えた雇用労働者のうち、地域貢献活動を希望する者が、こうした活動に円滑に移行できるよう、NPOへの委託訓練の活用や再就職準備休暇の導入を促進するとともに、ライフキャリア全般を見据えたキャリア・コンサルティングの充実を図る。

(2) 福祉から自立に向けたキャリア形成の支援

イ 障害者への支援

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 障害者職業能力開発校における職業訓練の充実
- ② 一般の職業能力開発校におけるバリアフリー化や障害者向け職業訓練の実施
- ③ 民間教育訓練機関・NPO・社会福祉法人等への委託による多様な職業訓練の推進 等

【課題の整理】

障害者の自立支援、とりわけ福祉から雇用・就業への移行支援が強化される中で、障害の重度化や多様化が進んでいる現状を踏まえれば、福祉、医療・保健、教育など関係行政分野との連携を強化しつつ、障害者の生活基盤のある地域において障害者の職業自立を支援していくことが課題となっている。

【今後の方向性】

障害者職業能力開発校における重度の障害者を対象とした職業訓練の実施及び一般の職業能力開発校におけるノーマライゼーションの一層の推進とともに、政令指定都市との連携の強化など地域レベルでの取組を強化し、委託訓練の効果的な実施を図る。

また、福祉施設が再編される中で、すぐに雇用に結びつかない障害者に対して、福祉と雇用の中間領域における就労を活用することなどにより、雇用に向けたキャリア形成支援を図る。

ロ 母子家庭の母及び生活保護受給者への支援

【現行計画期間中の主な取組】

- ① 母子家庭の母等に対する訓練受講期間中の生活支援のための訓練手当の支給

- ② 自立支援プログラムを通じて職業訓練を希望する母子家庭の母等を対象とする、「準備講習付き職業訓練」の実施

【課題の整理】

母子世帯や生活保護世帯が増加傾向にあり、母子家庭の母等の自立に向けた効果的な支援が課題である。

特に、母子家庭の母に対しては、訓練の受講に当たって保育面についての配慮が必要である。

【今後の方向性】

母子家庭の母及び生活保護受給者の職業的自立が図られるよう、子の保育の必要性など対象者の置かれた状況に配慮しつつ、積極的な職業能力開発機会の提供を図る。

(3) 人を育てる環境の再構築

イ 職業キャリアの持続可能性をめぐる課題への対応

【課題の整理】

雇用就業形態の多様化が進む一方、いわゆる非正社員からいわゆる正社員となることが難しくなる傾向や、いわゆる非正社員の中に職業キャリアの形成に向けての意欲と能力を有するにもかかわらず十分な能力開発機会を得られない傾向が指摘されている。

こうした中で、いわゆる非正社員であっても意欲や希望に応じて職業能力を向上させることのできる環境を整備することが課題である。

また、長時間労働に伴い、自己啓発等の時間を確保できず、職業キャリアの将来に不安を抱く者が増加し、メンタルヘルスをめぐる問題も深刻化していることへの対応も課題である。

さらに、働く者の仕事・家庭・地域の生活のバランスを保つことが、企業や働く者自身のキャリアの持続可能性だけではなく、社会全体の持続可能性の観点からも重要である。そのためには、企業内において、若年・壮年・高齢層の「バランスのとれた雇用機会と労働時間の配分」を実現していくことが必要である。

【今後の方向性】

<雇用・就業形態の多様化をめぐる課題について>

以下のような点について検討することが必要ではないか。

- ・ 事業内職業能力開発計画におけるパートタイム労働者等の位置づけ
- ・ いわゆる非正社員のキャリア形成に対する職業能力開発推進者等の関わり方
- ・ 多様な就業形態の者に対する職業能力開発に関する情報提供や相談援助の在り方(他の行政分野における既存施策との連携を含む。)
- ・ 好事例の収集・提供 等

<長時間労働に伴う職業キャリアをめぐる課題について>

- ・ 職業キャリアの持続可能性の確保の観点から、企業内においても社会全体としても、自己啓発や子育て等の生活時間とバランスの取れた労働時間の在り方について、労使をはじめとして社会全体として議論が深めていく。

ロ 地域貢献活動分野の創出と関連する能力開発施策の推進

【課題の整理】

青年団や子ども会、商店街、中小企業集積など、長年にわたり若者の職業意識や人間力の涵養に役割を果たしてきた地域のつながり、コミュニティが大きく変容していることにかんがみ、生活の場に近い圏域において人を育てる環境を再構築していくことが課題である。

【今後の方向性】

地域における様々な分野の地域貢献活動を推進し、地域に企業による雇用以外の就業分野をつくり出すとともに、若者や高齢者、障害者等を受け入れることにより、多様な人材の活躍の場を提供する。

例えば、高齢者が身近な地域で、若者に対して、体を動かし、使うことにより学習する実践教育や、心身双方にわたる生活指導などを、人生経験を活かしながら進めるといった好循環をつくり出す。

こうしたことを可能とするため、NPOに対する委託訓練、若者自立塾などの自立支援、能開法改正による再就職準備休暇等の施策を進めていくとともに、「マルチライフ支援事業」による勤労者への情報提供も一体的に進めていく。

ハ より良く「生きる」ことを求める意義

【イ及びロでみたような取組を進めることの意義の再整理】

これまで、世代間の仕事と生活のバランスを図ることについては、比較的重視されてこなかった傾向があるが、人口減少社会を迎える中で、今後は、一人ひとりが、働く上で必要な能力を高めること、健康に生きること、地域社会の中で生き甲斐を持って生活することなどの、いわゆる「より良く『生きる』こと」を求めていくための支援を充実させることが課題となる。

このため、イ及びロでみたような取組を進めることにより、仕事と生活の調和を図ることや、生活の場に近い圏域において多様な社会貢献活動の機会を提供すること、そうしたことを通じて様々なキャリア展開の機会を提供すること等が可能となる。

こうした「よりよく『生きる』こと」への取組は、それ自体が働く者の生活を充実させることにつながり、地域社会の活性化にもつながるだけではなく、健康で充実した生活をもたらし、社会保障などの面で国民的負担の軽減

にも資すると考えられる。

3. 雇用失業情勢や産業分野の動向に応じた職業能力開発の促進

【現行計画期間中の主な取組】

第7次職業能力開発基本計画の策定期には、厳しい雇用失業情勢を背景として、離職者の早期再就職のための職業能力開発に重点を置く方向が打ち出され、計画期間中、これに即した対策が講じられてきた。

特に、雇用の安定・拡大に向けて、IT分野、介護分野、環境分野その他の新規・成長分野における職業能力開発やホワイトカラーの職業能力開発等に重点が置かれてきた。

【課題の整理】

次期計画期間を見据えた場合、雇用失業情勢には地域や年齢によっては厳しさがみられることから、引き続きセーフティネットとしての機能を果たす職業能力開発を実施していく必要がある。

また、地域の産業構造やニーズに対応した職業能力開発を行うことも引き続き重要な課題である。

【今後の方向性】

委託訓練を含めた公共職業訓練の実施に当たっては、労働需要に的確に対応した訓練の実施を図るとともに、職業安定行政との連携・協力により、訓練受講者に対し一貫した再就職支援を行う。

また、地域の産業構造や雇用失業情勢等を十分に踏まえつつ、委託訓練の積極的な活用、人材ニーズに応じた公共職業訓練コースの設定・見直し、地方自治体における産業施策との連携等を通じて、産業分野の動向に応じた職業能力開発の推進を図る。

4. 「現場力」の強化と技能の継承・振興

○ 「現場力」の強化に向けた能力開発

○ 技能の継承のための施策（「2007年問題」対応施策）

○ 技能の振興のための施策（技能競技大会等）

5. 国際化に対応した職業能力開発の推進

○ 外国人研修・技能実習制度について

○ 職業能力開発分野における国際協力について

6. 職業能力開発施策の推進体制の整備

○ 関連施策との関係

○ 官民連携による施策の推進

○ 成果の検証、広報